

<事業の目的>

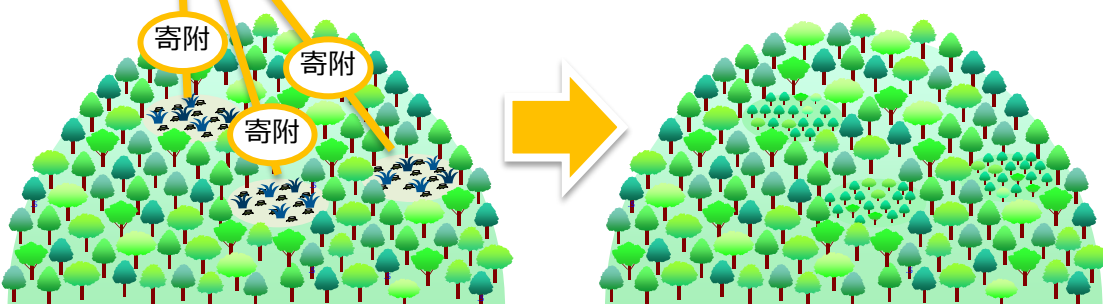
主伐後に再造林が行われず放置され造林未済地となっている林地が増加しており、水源涵養機能に加えて、2050年カーボンニュートラルに向けたCO2吸収源としての機能も大きく損なわれているため、重要流域等（既存事業の契約対象区域と同一）の造林未済地において、市町村等（市町村、都道府県森林組合連合会又は森林組合に限る。）と森林研究・整備機構（森林整備センター）とが連携し、水源林造成事業により解消を進める。

<事業の仕組み>

令和2年度末までに伐採された箇所において、土地所有者が市町村等に寄附又は贈与することを条件に、分収造林契約方式に基づいて、森林整備センターが長期的に森林整備を実施する。

1 事業の仕組み

分収造林契約の締結



- ①土地所有者が市町村等に造林未済地を寄附又は贈与し、所有権を手放すことで長期安定的な所有形態に移行。
- ②小規模分散的な森林を集約して新たな土地所有者、林業事業体及び森林整備センターによる分収造林契約を締結。
- ③森林整備センターが費用の負担と技術指導等を行って森林を造成し、主伐時等は分収造林契約に定めた割合で収益を分配。

2 主要要件等

対象地	水源かん養保安林、水源涵養の目的を兼備する土砂流出防備保安林もしくは土砂崩壊防備保安林のいずれか（予定地でも可。）
位置	次のいずれかに該当すること。 ① 2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域 ② ダム、水道施設（簡易水道を含む。）、農業用水施設の上流域、下流の漁場や養殖場の水質を保全する必要がある区域等
林況	造林未済地（ <u>R2年度末までの伐採箇所に限る。</u> ）
面積規模	5 ha以上 （造林未済地が5 ha未満であっても、通常の水源地林造成事業予定地と合わせて5 ha以上となれば可。また、飛び地でも一団地として併括管理可能であれば可。）
土地所有者※	市町村、都道府県森林組合連合会又は森林組合のいずれか（ <u>寄附又は贈与を受けたものに限る。購入は対象外。</u> ）

※土地所有者は林業事業体を兼ねて契約することも可能

周辺の森林とあわせた面的な森林整備の推進（水源林造成事業） <公共>

森林の公益的機能を高度に発揮させ、洪水・山地災害等の災害発生を防止するため、一定の要件を満たす「面的水源林整備区域」に存する被災リスクの高い標準伐期齢以上の森林を対象として分収造林契約を締結し、既存の水源林造成事業契約地と一体的に整備する。

なお、整備に当たっては、育成複層林へ誘導するための更新伐からスタートし、新植及び保育を実施する。

事業の対象地

通常の水源林造成事業の要件に加え、次の1～3のすべての要件を満たすこと

- 次のすべてに該当する「面的水源林整備区域」であること
 - 区域内の水源林造成事業の既契約地の面積がおおむね100ha以上
 - 区域内のおおむね5割以上が、既契約地又は1～3号保安林※¹であること
- 次のいずれかに該当する※²被災リスクの高い森林であること
 - 収量比数が0.8以上であること
 - 形状比が80以上であること
- 標準伐期齢以上であること

※¹ 予定地も含む。

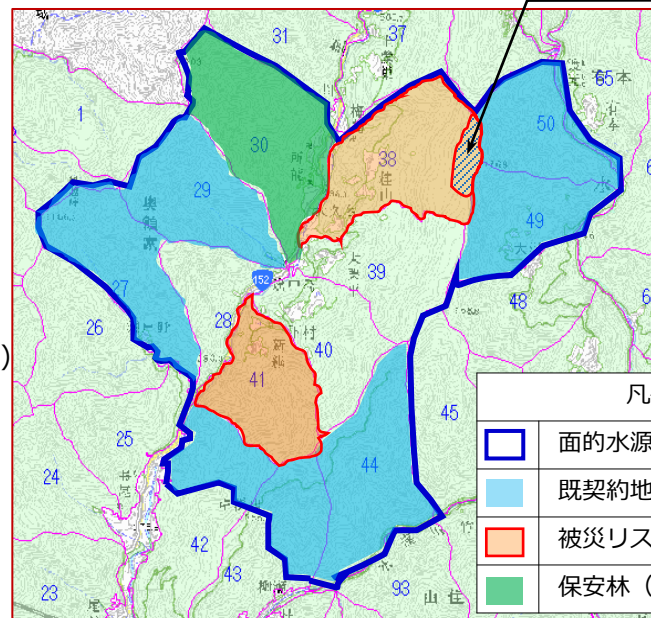
※² 5年以内に該当することが見込まれるものも含む。

被災リスクの高い森林（イメージ）



対象地（イメージ）

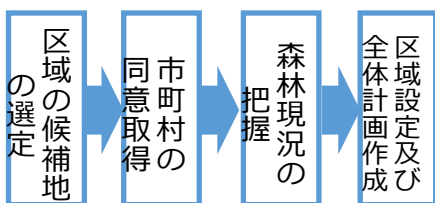
※分収造林契約を締結



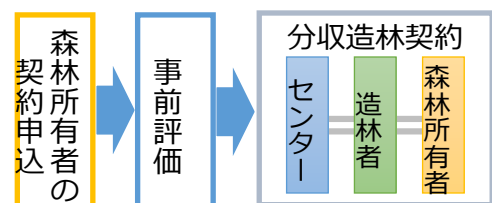
凡例	
	面的水源林整備区域
	既契約地
	被災リスクの高い森林
	保安林（契約地外）

事業の流れ

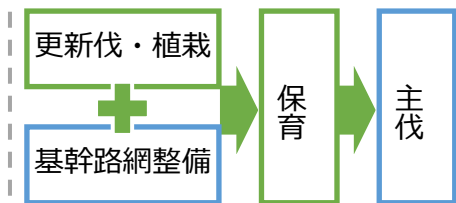
事業地の選定・全体計画策定



分収造林契約の手続き

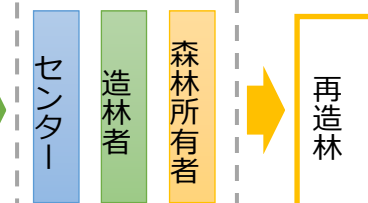


事業実行



※周辺の既契約地と一体的に管理

分収



分収割合は通常と同じ

再造林

主な実施者 : センター : 造林者 : 森林所有者